

西郷村談合情報処理要領

(目的)

第1 この要領は、西郷村が発注する工事（測量並びに工事の設計及び工事に関する調査含む。以下同じ。）又は製造の請負契約（以下「工事等」という。）の指名競争入札について、入札談合に関する情報があった場合の対応について定める。

(対応方法)

第2 工事等の入札談合に関する情報を受けた当該工事等を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、西郷村工事等指名選考委員会（以下「指名委員会」という。）へ報告しなければならない。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

2 指名委員会は、情報提供者の氏名等が明らかであるか否かにかかわらず、具体的な工事等名及び落札予定業者名を含む情報で、かつ、次のいずれかの事項を含む場合には、第3に規定する手続をしなければならない。

- (1) 設計金額に極めて近い落札予定金額
- (2) 談合に関与した業者名
- (3) 談合が行われた日及び場所並びに談合の方法
- (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

(手続)

第3 第2の2に該当する談合情報（以下「談合情報」という。）については、次のとおり対応するものとする。

- (1) 競争入札執行前に談合情報を入手した場合
 - ア 指名委員会は、談合情報を入手した工事等の競争入札に参加しようとする者全員（以下「入札参加者」という。）に対し事情聴取を行うものとする。事情聴取は入札執行前に行い、入札執行前に行うことが困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げるものとする。
 - イ 指名委員会は、事情聴取を行ったときは、事情聴取書（様式第2号）を作成するものとする。
 - ウ 指名委員会は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、当該入札の執行を中止する。
 - エ 指名委員会は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者から誓約書（様式第3号）を提出させるとともに、第1回目の入札に際し見積内訳書を提示するよう要請し、入札執行後に明らかに談合の事実があったと認められる時は、入札を無効とする旨の注意を促した後、当該入札を執行するものとする。

オ 見積内訳書の提示を要請した場合において、当該入札日に提示が困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げるにより対応するものとする。

カ 提出された見積内訳書は、開札後、落札者決定前に当該工事等の積算内容を把握している職員（以下「設計者」という。）が談合の形跡がないかを入念に審査し、不明な点があるときは、設計者及び指名委員会の委員が事情聴取をするものとする。

キ 指名委員会は、見積内訳書を審査した結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、当該入札を無効とする。

（2）競争入札執行後に談合情報を入手した場合

ア 契約締結以前の場合

（ア）指名委員会は、入札参加者に対し、事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとする。

（イ）事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、当該入札を無効とする。

（ウ）事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約締結するものとする。

イ 契約締結後の場合 契約締結後においては、入札結果や契約内容を公表しているため、情報提供者が当該情報をどの時点で取得したものか判断できないため対応はしないものとする。

（公正取引委員会への通知）

第4 指名委員会は、第3の（1）及び第3の（2）アの場合において談合の事実があつたと認められるときは、速やかに次に掲げる書類を添えて所管課長に公正取引委員会への通知を依頼するものとする。

（1）談合情報報告書の写し

（2）事情聴取書の写し

（3）誓約書又は誓約書を提出できない理由書の写し

（4）入札執行調書の写し

2 所管課長は、前項の規定により依頼があつたときは、談合情報通知書（様式第4号）に前項各号に掲げる書類を添えて公正取引委員会へ通知をするものとする。

3 所管課長は第2の2に該当しない情報についても、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の規定に該当する事実があつた場合には公正取引委員会に情報提供するものとする。この場合の情報提供の方法は前項の規定を準用する。

（個別手続の手順等）

第5 第3の（1）ア及び第3の（2）ア（ア）に規定する事情聴取は、次に掲げる方法によるものとする。

（1）事情聴取は、委員会の複数の委員により行うものとする。

- (2) 事情聴取は、代表者又は権限のある役員（以下「代表者等」という。）に対して行うものとする。
- (3) 事情聴取は、対象者等を全員集合させ、あらかじめ事情聴取項目を提示し、別室において1社ずつ個別に行うものとする。
- (4) 事情聴取項目は、次のとおりとする。
- ア 当該工事の入札に先立ち、落札業者が決定している事実があるか否か
- イ 当該工事について、他の入札参加者と何らかの打合せ又は話し合いをした事実があるか否か
- ウ イに該当する事実がある場合、その内容
- 2 第3の（1）エ及び第3の（2）ア（ウ）に規定する誓約書の提出は、次に掲げる方法によるものとする。
- (1) 事情聴取時に別記1の注意事項を読み上げ、入札参加者に対し趣旨を説明するものとする。
- (2) 誓約書は、入札参加者から自主的に提出させるものとし、誓約書を提出しない場合は、誓約書に代えて誓約書を提出できない理由を任意の様式にて提出させるものとする。
- 3 第3の（1）エの規定により入札を無効とする旨の注意を促す場合は、別記2の注意事項を読み上げるものとする。
- 4 第3（1）カに規定する見積内訳書の審査等は次に掲げる方法によるものとする。
- (1) 見積内訳書は、第1回目の入札書の提出と同時に提示させるものとする。
- (2) 見積内訳書は、開札後、落札決定前に確認するものとする。
- (3) 再度入札を行う場合は、見積内訳書確認後、談合の事実があったと認められないことを確認した後に行うものとする。
- (4) 見積内訳書の確認項目は、次のとおりとする。
- ア 見積内訳書の筆跡が同一であるか否か
- イ 見積内訳書の内容、積算方法が同一であるか否か
- ウ その他談合の事実を確認できる痕跡があるか否か
- 5 談合情報が入札日当日に寄せられた場合において、事情聴取及び入札の執行を同日で実施する場合の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 入札日当日に代表者でなく委任状を持参した代理人が参加している場合は、代表者等を来庁させ、事情聴取を行うものとする。
- (2) 代表者等を来庁させる時間的余裕がない場合、あるいは不在等により来庁できない場合は、代理人に対し事情聴取を行うことができる。この場合、代理人に対して質問項目を伝え、代表者等に電話で確認させた上、事情聴取書の聴取内容欄に聴取結果を記載するとともに、代理人が確認した相手方の役職及び氏名を付記しておくものとする。

(3) 代理人に対する事情聴取の後、誓約書を提出させる場合は、代表者印を押した誓約書をファックスで送付させることとし、それができない場合は、代表者等の承諾を得たうえで、代理人が記名、押印し承諾した相手方の役職及び氏名を付記した誓約書を提出させて入札を執行するものとする。この場合、誓約書の原本を後日提出させるものとする。

第6 この要領に定めるもののほか、談合情報の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

別記1（第5の2（1）関係）

注意事項

事情聴取終了後、談合の事実があったと認められない場合は入札を執行しますが、入札執行前に誓約書を提出していただくことになります。

提出された誓約書等の写しは、公正取引委員会に送付することとなります。

なお、誓約書の提出は任意でありますので、提出しない場合は、誓約書に代えて「誓約書を提出できない理由書」（様式任意）を提出してください。

別記2（第5の3関係）

注意事項

本件入札について談合があったとの通報があり、事情聴取を実施した結果、談合の事実があったと認められなかつたため、これから入札を執行します。

入札にあたっては、西郷村工事等指名競争入札心得を遵守し、厳正に入札してください。

入札書の提出と併せて見積内訳書を提示してください。

開札後、見積内訳書を確認した結果、明らかに談合の事実があったと認められた場合は、同心得の規定により本件入札は、無効とします。

様式第1号(第2関係)

談合情報報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日() 時 分
工事名	
入札(予定)日	平成 年 月 日() 時 分
情報提供者	
受信者	
情報手段	・電話 　・書面 　・面接 　・報道 　・電子メール
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	

様式第2号(第3関係)

事 情 聽 取 書

工 事 名	
業 者 名	
事情聴取を受けた者	
事 情 聽 取 者	
事 情 聽 取 日 時	平成 年 月 日 () 時 分
事 情 聽 取 場 所	

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますがそのような事実がありますか。 2 本件工事について他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。 3 あつたとすれば、どのような内容の打合せ又は話し合いでしたか。	

様式第3号(第3関係)

誓 約 書

平成 年 月 日

西郷村長様

会社名

代表者名 印

担当者名 印

今般の 工事の入札に際して、西郷村工事等
指名競争入札心得を遵守することを誓約いたします。
なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議はありません。

様式第4号(第4関係)

番号
付

公正取引委員会事務局東北事務所長様

西郷村長

工事等の入札に関する談合情報について(通知)

当村発注の下記工事等の入札に関する談合情報について、下記の資料を添えて通知します。

記

1 工事等概要

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 発注種別

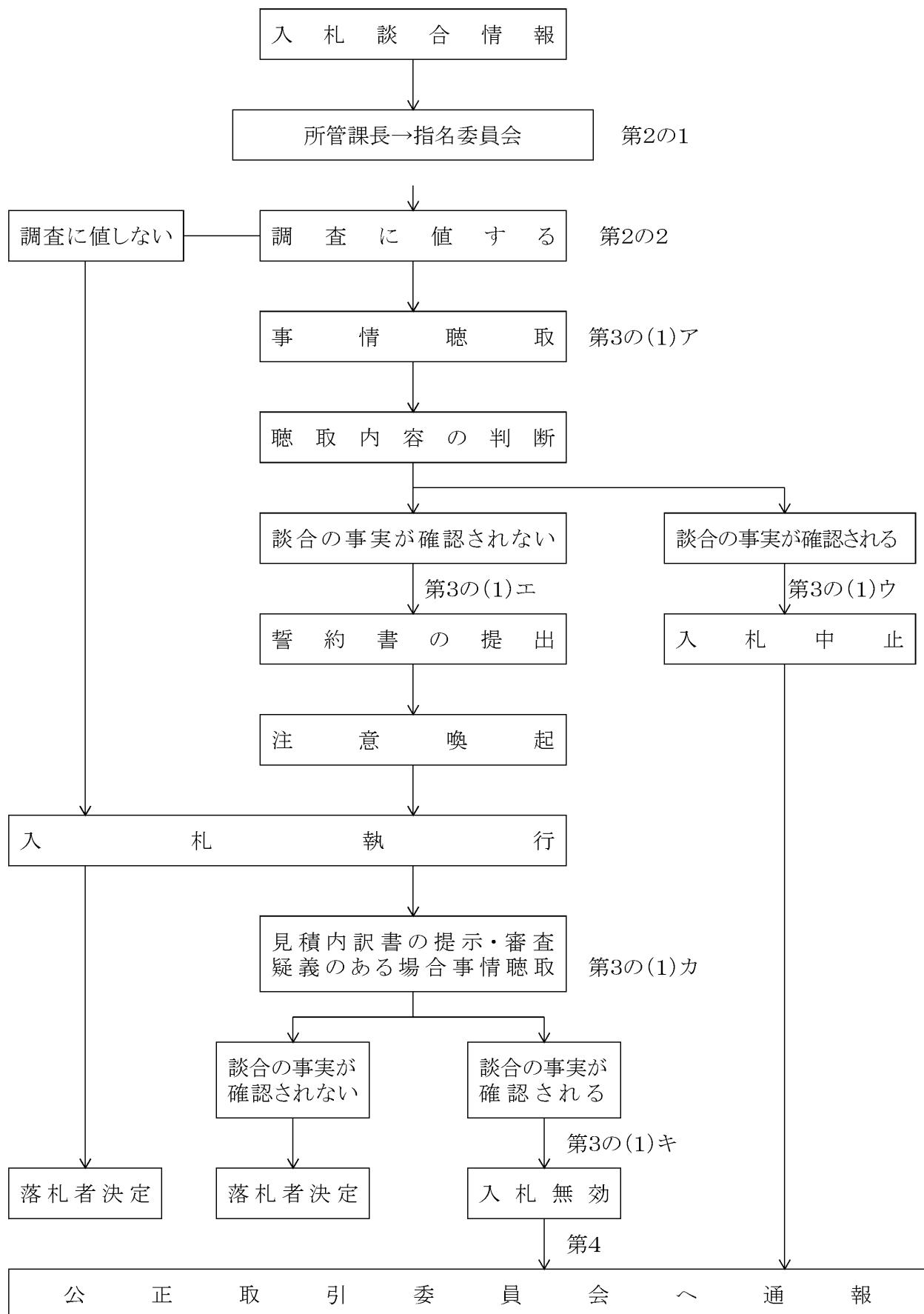
2 送付書類

- (1) 談合情報報告書(写)
- (2) 事情聴取書(写)
- (3) 誓約書(写)
- (4) 入札状況調書(写)

3 経過

談合情報対応フロー図

1 入札執行前



2 入札執行後(契約締結前)

